

個人情報保護委員会藤原靜雄委員長と欧州委員会ベラ・ヨウロバ副委員長
(価値・透明性担当) の会談に関する共同プレス・ステートメント

2024年6月20日
ブリュッセル、ベルギー

本日、個人情報保護委員会藤原靜雄委員長と欧州委員会ベラ・ヨウロバ副委員長(価値・透明性担当)がブリュッセルで会談した。

今回の会談は、データ保護及びデータ流通の分野における日本とEUの緊密なパートナーシップを再確認する機会となった。日EU相互認証は、2019年1月に発効し、個人データが安全かつ自由に流通する世界最大の地域を創出し、この協力を継続的に強化するための唯一無二の基盤を提供するものである。

これには、EUの十分性認定の利益を享受する国々との間で2024年3月4日のハイレベル・ラウンドテーブル及び5月30日のフォローアップ会合で議論されたように、信頼性のあるデータ流通の利益を最大化し、より緊密な執行協力の道を探るために、志を同じくする国々との協力を強化することが含まれる。

両者はまた、2023年4月に相互認証の第1回レビューが成功裏に完了したことを踏まえ、EUによる日本への十分性認定の対象範囲の拡大に関する現在進行中の協議が着実に進展していることを歓迎し、両者の間の協議を可能な限り早期に妥結させることを視野に入れて作業を加速させることに合意した。

十分性認定の対象範囲の拡大は、学術研究分野・公的部門などの新たな分野にまで保護を拡大した、日本のデータ保護の枠組みに係る2021年の改正を踏まえたものであり、規制協力や円滑な研究を促進するものである。また、日EU経済連携協定がもたらす利益を更に補完・増幅させ、個人データの交換に大きく依存する他の分野における協力を強化する道を開き得るものである。

藤原靜雄委員長は次のとおり発言した。「日本にとって、EUは、自由、民主主義、法の支配、人権などの基本的な価値観や原則を共有する重要なパートナーである。とりわけ、日EU相互認証は、個人情報保護及びプライバシーの分野における信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)の主要な要素の一つとして特に重要である。当委員会は、相互認証を更に補完するため、我々の優先事項であるEUによる十分性認定の対象範囲の拡大に関する作業を進めていきたいと考えている。また、我々は、2024年3月に発表した委員会の国際戦略に記載さ

れているとおり、基本的な価値観を共有する他の国々との相互認証の枠組みを発展させるための作業を継続するつもりである。これと並行して、我々は、十分性ネットワークを強化するために、EUと更に協力するつもりである。」

ベラ・ヨウロバー副委員長は次のとおり発言した。「プライバシーに関するEUと日本のパートナーシップは、日EU関係の重要な要素である。両者の利益のために、学術研究分野・公的部門へのデータ流通も対象範囲とするためにEUによる日本への十分性認定の対象範囲を拡大する可能性に関する現在進行中の作業を大いに歓迎する。日EU間協力にとどまらず、自由で安全なデータ流通の利益を最大化するために志を同じくするパートナーと協力するとともに、この戦略的分野において共通のリーダーシップを發揮する絶好の機会が、現在EUと日本に与えられている。これに関連して、十分性認定の利益を享受する国同士のより緊密な協力のために我々が最近立ち上げたイニシアティブに、日本の個人情報保護委員会が積極的に参加することを大いに歓迎する。」

両者はまた、OECDの枠組みにおける個人データ保護及びプライバシーの分野での「信頼性のある自由なデータ流通」というコンセプトの具体化を含め、データ流通を促進するための前提条件として、高いデータ保護基準を推進するために国際レベルで協力を続ける意向を確認した。